

平成 28 年 度

直 方 市 教 育 施 策 要 綱

直 方 市 教 育 委 員 会

平成 28 年度教育施策要綱

今日のわが国の社会は、高度成熟期を迎え、少子高齢化、核家族化等の進展も加わり、人々の価値観は変化してきており、教育面においては、家庭や地域の教育力が低下する中、子どもの学ぶ意欲・体力の低下や問題行動の多発などの課題が顕在化しています。

こうした課題を克服すべく、「教育基本法」が平成 18 年 12 月に改正され、学校、家庭、地域など社会全体が協力して、教育改革に取り組むことが何より重要であると謳われました。

直方市では、この基本法を踏まえ、「直方の子どもは直方で育てる」ことを旨とし、本市の未来を担う子どもたちに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けさせる取組みを、学校、家庭、地域が連携して行うことが重要と考えています。

社会教育においては、市民一人ひとりが健康で生き生きと自由に学習できる場、芸術文化に触れ合う機会の確保、自ら参加し楽しむことができるスポーツの振興に力を注いでいく必要があります。

さらに、近年のいじめ問題に端を発する教育委員会制度改革として、政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、昨年度より施行されました。ついては、首長が主宰する総合教育会議において、直方市の教育大綱の策定や教育諸条件の整備及び教育・学術・文化の振興を図るための施策について、協議しているところです。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、胎児期から学童期までを一貫して支援する「こども育成課」の体制が家庭児童相談事業を中心に強化されました。

さらに、昨年度から施行している「子ども・子育て支援事業計画」に従い、13事業を実施していくことや今年度から始まる「産後ケア事業」に取り組むことで、妊産期から子育て家庭への支援を充実させ、関係機関との連携を深めながら、より一層子育てしやすい環境づくりを目指していきます。

こうした考え方に立って、直方市教育委員会は、次のとおり基本目標を掲げ、多様化する様々な教育課題の解決に向けて、全力で取り組んでいきます。

— 目 次 —

1	基本目標	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2	主要施策	
(1)	教育総務課	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
(2)	学校教育課	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
(3)	こども育成課	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
(4)	文化・スポーツ推進課	・・・・・・・・ P 15

基 本 目 標

- * 未来を拓く英知と豊かな創造性や個性に富み、社会の一員としての強い自覚を持ち、学んだことを家庭や地域で実践する市民の育成
- * 真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他者を思いやり、ともに生きる心と人権を尊重する市民の育成
- * 生涯にわたって学び、その成果を生かすことができる市民の育成
- * 豊かな感性と逞しく生きるための健康や体力に満ちた市民の育成
- * 文化と伝統を尊重し、人類の繁栄に貢献できる国際性豊かな市民の育成

教育総務課の主要施策

《教育委員会関係》

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年度施行されたことから、新たな制度への対応を進めてきました。平成 28 年度以降も改正法の趣旨も踏まえながら、事務局機能を果たしていくことになります。

1 総合教育会議の運営

- 総合教育会議（市長及び教育委員）の運営

2 教育委員会の会議

- 会議の透明化と公表の推進

《学校教育関係》

学校施設は、子どもたちの学びの場であり、豊かな心と健やかな体を育成する場であると同時に地域住民が集いあい学びあう生涯学習の場であり、災害時には避難所となるなど地域コミュニティにおける大切な施設となっています。

そこで、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図るため、教育機器、教材機器などの整備充実を推進していくとともに地域コミュニティの核となるべき機能を高めるため、老朽化した学校施設の改善整備や適正な維持管理に努めます。また平成 21 年度から進めてきた耐震改修は、平成 27 年度をもって終了しました。平成 28 年度は、防災機能強化事業（外壁、サッシ、内部建具改修）やトイレ快適化事業を進めていきます。

また、学校給食は、成長期にある子どもたちの健康保持・増進と体力の向上のために不可欠なものであり、学校給食を通して、望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を築くことにもつながります。

小学校においては、引き続き安心・安全でおいしい給食の提供に努めるとともに中学校完全給食の早期実現を含む学校給食全体を見据えた総合的な運営体制整備を進めていきます。

1 学校施設の整備・充実

- 防災機能強化事業（外壁改修、サッシ改修）

直方南小学校、直方北小学校、直方西小学校、下境小学校及び直方第二中学校校舎の外壁、サッシ、内部建具改修工事

- 直方北小学校の校舎改修工事の実施
屋上防水、高圧盤、屋外階段設置及び校舎解体工事。
- トイレ快適化計画に基づく改修
直方南小学校、直方西小学校、新入小学校及び直方第三中学校
- 老朽化した学校施設の修繕工事の推進

2 学校におけるICTの推進

- ICTサポート業務委託事業の活用推進
- 学校に配置するICT機器の積極的活用による事務処理の効率化の推進
- デジタル教材の利用促進
- 各学校のホームページを活用した学校情報の発信
- 学校安心メールを活用した緊急情報発信の促進
- 成績管理システムを含む電子情報の管理徹底

3 学校給食の充実

- 学校給食を通じた食育の推進
- 安心・安全な給食提供に向けた給食施設の整備と調理従事職員、調理委託事業者への衛生管理及び危機管理の徹底
- 献立委員会による給食内容の工夫と改善の実施
- 給食会計の管理徹底及び給食費の適性水準の維持
- 調理員研修会による調理技術の向上の推進
- 直方産食材を使用した地産地消の推進
- アレルギー対応の実施
- 中学校完全給食の開始に向けたスケジュール管理の徹底

学校教育課の主要施策

全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査及びN R T学力検査の結果を見ると、本市児童生徒の学力は、小学校・中学校とも成果が見られるものの依然として全国・県平均を下回っています。基本的な知識・技能の習得はもとより、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力にも課題があります。

また、同一校の学年による学力較差が大きいこと、さらに、不登校や規範意識の低下に伴う問題行動の発生、体力の低下等の課題が見られます。

そこで、本市教育目標「未来を拓き、心豊かでたくましく生きる子どもの育成」に向けて、本年度も確かな学力の育成を最重要課題と位置づけ、それを支える豊かな人間性の育成と体力の向上を目指した教育を推進します。そのために、学力や体力の実態、学習状況などを分析し、その課題解決に向けた具体的な取り組みを進めます。

また、中学校区を単位とした調査研究校を指定・委嘱し、各中学校区における小中一貫教育の充実を図ります。

1 確かな学力の育成（学力の向上）

基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもの育成を推進します。

- 中学校区を単位とする小中一貫教育の推進（小中一貫教育発表会、中間報告会、交流研究会の実施）
- 小中教員の連携による学習指導の充実（乗り入れ授業の実施）
- 小学校第1学年～第4学年における35人学級編制の実施
- 小学校高学年への専科教員の配置
- 「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実
- 学習支援員の配置による補充学習の充実
- 「放課後学習」の実施

2 豊かな心の育成

道德の時間を要とする道德教育を核とし、集団宿泊活動や自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図ります。

- 道德教育推進教師の養成と道德教育の充実
- 「私たちの道德」の活用促進
- 言語活動の充実や表現活動、問題解決的な学習活動等の推進

- 自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進
(心の劇場、大相撲観戦)
- 保幼小中高の連携及び異年齢集団による交流活動の推進

3 健やかな体の育成

外遊びや学校における体育学習の充実及び運動部活動の活性化を通して、運動に慣れ親しみ、体力や運動能力を向上させる教育活動を推進します。また、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、食育や薬物乱用防止教育等の健康教育を推進します。

- 新体力テストの実施
- 「体力向上プラン」の取組の促進
- スポーツチャレンジカードやスポコン広場等の積極的活用
- 運動部活動の運営支援及び外部指導者の活用促進
- 健康教育の充実と啓発（家庭・地域の関係機関等の連携支援、「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底）
- 栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭と連携して行う食育の推進
- 食に関する研修会の実施
- 「直方市食育基本計画」に基づく食育の推進

4 特別支援教育の充実

特別に支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その個性を生かし、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう関係機関との連携を図り、特別支援教育の改善・充実を図ります。

- 特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター）の実施
- 特別支援教育コーディネーター会議の開催
- 発達障がい児等教育継続支援事業の実施
(巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布)
- 就学に向けた相談活動・支援の充実
- 特別支援教育支援員の配置
- スクールソーシャルワーカーや臨床心理士等専門家の派遣
- 通級指導教室の充実

5 信頼される学校づくりの推進

(1) 学校・家庭・地域の連携協力

高齢者や地域住民等を活用した教育活動の充実を図るとともに、学校評議員制度や学校評価の充実を図り学校運営の改善を推進します。

- 「はつらつ塾」や地域住民等を活用した学習指導の支援
- 地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充
- 地域の教育資源を活用した学習指導の支援
- 学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」を活かした効果的な学校経営の推進
- 小中一貫教育の広報・啓発
- 開かれた学校づくりを目指す「土曜授業」や「特色ある教育活動」の推進
- 教育委員会日より「直方の教育」の発行

(2) 教職員の資質向上

学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努めます。

- 小中一貫教育推進のための研修会の充実
- 教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援
- 管理職研修会、各種担当者研修会の充実
- 「校内研修」「基本研修」「課題研修」における指導・助言
- 「専門研修」「特別研修」の奨励と指導援助
- 「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援
- 教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導支援
- 教育研究所研究員に対する継続的な研究支援
- 教職員の資質能力の向上を図る人事評価制度の活用促進

(3) 学校危機管理の徹底

児童生徒の安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進します。

- 児童生徒の安全にかかる事件・事故等の情報提供
- 関係機関（警察、消防署、庁内関係各課）や地域団体等との連携強化
- 「学校危機管理マニュアル」「安全マップ」の見直し
- 防災意識の向上にかかる避難訓練等の支援
- 通学路の安全点検及び整備促進

6 生徒指導の充実

不登校やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見に努めるとともに、児童生徒の社会的資質や人間関係能力を育成するため、関係機関及び地域との連携を強化します。

- 「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底
- 配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導助言
- 行政機関や教育機関との連絡調整
- 直方市学校適応指導教室（フレンズ）の運営
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進
- 生徒指導主事・生徒指導担当者研修会の実施

7 人権教育の推進

人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進します。

- 直方市中学校ブロック人権教育推進事業「第5期事業」の推進
- 「福岡県人権教育推進プラン」の活用促進
- 人権教育学習教材集「あおぞら」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用促進

8 諸教育

(1) 読書指導・図書館教育の推進

主体的、意欲的な学習活動や読書活動を通して、豊かな感性や情操を養うことができるよう魅力ある学校図書館づくりを推進します。

- 日常的・継続的な読書活動の推進
- 図書館教育支援員の配置及び支援員研修の実施
- 公立図書館や地域の読書ボランティアとの連携推進
- 司書教諭の適正配置
- 市立図書館と連携して行う「小学生子ども読書リーダー研修」の実施
- 図書館教育研修会の開催

(2) キャリア教育の推進

望ましい職業観や勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために、学校におけるキャリア教育を推進します。

- キャリア教育の視点での教育課程の見直し、改善指導
- 職場体験活動（14才チャレンジウィーク）の支援と市民への周知
- 地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化

(3) 情報教育の充実

教育の情報化を推進するために、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、ＩＣＴを活用した指導方法の研究実践を推進します。

- ＩＣＴ活用支援員の配置
- ＩＣＴ活用指導力の向上を図る研修会の実施
- 教科指導におけるＩＣＴ機器及び教材の活用促進
- 学校ホームページ等を活用した教育活動の広報推進

(4) 外国語教育の充実

国際社会において、異文化を理解し、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成するために、小学校における外国語活動、中学校における英語科学習指導の充実を図ります。

- 各教科等や総合的な学習の時間の相互関連性を意識した授業づくりの推進
- 指導力を高める外国語活動研修会の実施
- 外国語指導助手の配置と活用促進
- 「夏休み小学生英語ひろば」の実施
- 「中学生英語発表会」の実施

(5) 奨学金制度の充実

将来の夢に向かって頑張る高校生等を経済的に支援することにより、市の発展に寄与する人材の育成を図ります。

- 月額２万円給付する「ハートフル奨学金」の募集・運営

こども育成課の主要施策

核家族化や少子化が進行し、家族や地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や育児能力の低下、子どもに対する愛着形成の未熟さが顕著になり、それに伴い児童虐待が増加しています。

さらに、発達に支援を要する子どもが年々増えており、子どもを育てることの難しさを感じる社会になってきています。

このような中、昨年度から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、事業計画に基づき施策の充実に努めています。
また、長年の懸案事項であった「病児保育事業」についても昨年度から実施することができ、子育て家庭の病児に対する支援ができるようになりました。

さらに、今年度から、「産後ケア事業」に取り組むこととなり、母親の出産後の子育てに対する不安や悩みに寄り添うことができるようになります。

保育所保育料についても、就学前の第2子以降の保育料を無料にすることで負担軽減を図ります。

今後も地域子育て支援の充実や子育て家庭への経済的な支援、ひとり親家庭などの支援、関係機関との連携を深め子育てしやすい環境の充実に図っていきます。

1 母子保健事業等の充実

- 母子健康手帳交付と妊婦相談の実施
- 妊婦健康診査の実施
- 乳幼児健康診査の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業の実施
- 養育支援訪問事業の実施
- 育児相談の充実
- 発達に特別な支援を必要とする子どもへのフォロー体制の充実
- 予防接種の実施
- 産後ケア事業の実施

2 「食育」の推進

- 食に関するネットワークづくりの推進
- 離乳食（幼児食）教室の推進
- 乳幼児栄養指導の推進

- 親子料理教室の実施

3 地域小児医療体制の充実

- 医師会等の関係機関との協議
- 小児医療に係わる情報提供に努める

4 保育サービスの充実

- 通常保育事業の充実
- 延長保育事業の充実
- 一時預かり事業の充実
- 病児保育事業の実施
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実
- 保育関連施設の整備に努める

5 放課後児童健全育成事業の充実

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実

6 子育て家庭に対する相談支援体制や交流の場づくりの充実

- 子育て情報の提供の充実
- 地域子育て支援センター事業の充実
- 家庭児童相談員と関係機関との連携促進
- 育児相談の充実
- 母子保健事業の場を活用した交流・仲間づくりの促進
- 子育てサークルの育成や保護者の連携支援
- 保育施設の地域開放の推進
- 子育て支援団体活動の場の確保

7 子育てに対する経済的支援の充実

- 児童手当の制度内容の周知
- 認可保育所保育料の軽減

8 就学前教育の充実

- 直方市保育協会職員研修補助事業の推進
- 児童の健康管理や安全対策に関する研修の充実
- 在宅での子育てへの支援
- 保育施設の地域開放の推進

9 学校教育の充実

- 直方市保・幼・小・中・高連携推進協議会との連携
- 就学相談・教育相談の充実

10 家庭教育への支援の充実と次代の親の育成

- 親子料理教室の充実
- 在宅での子育てへの支援
- 思春期保健福祉体験事業の充実

11 いじめ・不登校・非行対策等の推進

- 学校生活に適應できない子どもに対する相談・指導の充実
- 直方市要保護児童対策地域協議会の充実

12 地域全体で子どもを育てる活動の推進

- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 子育てを支える地域活動の促進
- 子育て支援団体活動の場の確保
- 交通安全教室、防犯教室の開催促進

13 子育て支援に関する意識啓発

- 子育て支援事業の広報の充実

14 ひとり親家庭への支援の充実

- 母子自立支援事業の推進
- ひとり親家庭に対する相談体制の充実
- 児童扶養手当制度内容の周知

15 児童虐待防止対策等の推進

- 児童虐待防止についての周知・啓発
- 直方市要保護児童対策地域協議会の充実
- 里親制度の啓発
- DV 被害者及び児童の保護

16 障がい児施策の充実

- 発達に特別な支援を必要とする子どもへのフォロー体制の充実
- 療育事業の充実
- 個別療育支援の充実
- 障がい児保育事業の充実

- 障がい児保育に関する研修の充実
- 就学指導・相談体制の充実
- 障がい児放課後児童対策事業の推進

文化・スポーツ推進主要施策

I C Tの進展やライフスタイルの多様化によって、地域社会や家庭環境は大きく変化し、地域における連帯感の希薄化が社会問題として問われる状況でしたが、東日本大震災の後、地域コミュニティの機能や人と人とのつながりの大切さがあらためて見直されています。

こうした状況を受け、社会教育施設では、市民の誰もが自主的、主体的な「学び」を通して「仲間づくり」や「社会参加」、「世代間の交流」を実践できる地域社会を確立し、それぞれのライフステージに応じた心の豊かさを実感するとともに生きがいある生活を送れるようにそれぞれの施設機能の整備と事業の充実に努めます。

そのため、社会教育施設の指定管理者をはじめ、社会教育関係団体との連携を強化し、スポーツ活動、文化・芸術活動の普及、振興と啓発を図ります。

また、地域や学校、社会教育団体との連携を深め、青少年の健全な育成を進めていきます。

さらに文化財の保護と保存整備に努めるとともに文化財を活用した郷土の歴史・文化に親しむ機会づくりをすすめていきます。

1 社会教育団体等の育成支援と連携の強化

- 社会教育団体に対する活動の支援
- 社会教育団体等との連携の強化と各種事業の推進

2 社会教育施設の整備、充実と運営管理体制の確立

- 指定管理者と連携した各社会教育施設の設備・備品の適切な維持管理の実施
- 利用者のニーズに即した運営体制の充実
- 社会教育関係職員の資質向上
- 石炭記念館屋外展示資料の維持補修の定例化
- 石炭記念館訓練坑道の整備
- 美術館収蔵庫の新設

3 各社会教育施設主催事業の充実と多様な学習機会の充実

- 市民文化祭の充実
- 高齢者「はつらつ塾」の実施
- 中央公民館、歳時館の主催講座の充実
- 市民総体等スポーツ大会の実施とレクレーションスポーツの普

及・指導の実施

- 総合型地域スポーツクラブ「わくわくクラブのおがた」の活動強化
- 谷尾美術館、石炭記念館の企画展・常設展の充実
- 歳時館の展示スペースの利用促進
- ユメニティのおがたの特性を活かした多様な催しの開催
- ニーズに即した市図書館の蔵書・資料の充実と図書館ボランティアスタッフ活動の推進
- 出前講座への登録と職員の派遣

4 学習情報の提供

- 社会教育関係の講座や催しの市報掲載の推進

5 地域コミュニティの構築

- 直方市自治区公民館連合会及び校区公民館・地域公民館活動との連携強化

6 青少年の健全育成

- 青少年育成市民会議や学校、家庭との連携強化と事業の充実
- 実行委員会形式による成人式の開催
- 市青少年アンビシャス活動事業への助成

7 交流・体験活動事業の充実

- 「はつらつ塾」を活用したふれあい交流の実施
- 「ほっぷ・すてっぷ・キャンプ」事業の実施
- チャレンジ教室事業の実施
- ボランティアスタッフと協働したユメニティのおがたの自主事業の運営
- ブックススタートをはじめとした読書をとoshした交流事業の推進
- 地域や学校の活動へのスポーツ推進委員の積極的参加の推進
- 子どものための美術館事業の実施

8 文化財の保護と学習機会の充実

- 埋蔵文化財発掘調査の実施
- 遠賀川流域古墳同時公開の開催（水町遺跡公園）
- 県、市指定文化財等の保護と管理
- 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催
- 直方の歴史、文化財に関する学習機会の提供（出前講座の実施）

など)

○ バーチャル博物館設置事業の推進